

離婚届と**同時に**届出する場合

記入例

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)
平成26年1月10日届出
山口県周南市長 殿

※記入をする前にお読みください。

- ・鉛筆や消えるボールペンを使わないでください。
- ・間違えた場合は、横線一で消して訂正してください。(修正液や修正テープは使用しないでください。)
- ・署名欄は、必ず本人が自署してください。
- ・印は、スタンプ印以外で、各自別々の印を押してください。
- ・氏名の文字・本籍は戸籍の通りに記入してください。

届出の日に住民登録をしているところを記入してください。

離婚届の(2)と同じ本籍を記入してください。



本届書中
字消除
字加入
字訂正

(1)	(よみかた) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) この 氏 甲野 うめこ 名 梅子 平成元年 1月 1日生
(2)	住所	周南市富田一丁目 1番地 1号
(3)	本籍	(よみかた) おつの ただはる 世帯主の氏名 乙野 忠治 (離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍) 山口県周南市岐山通一丁目1番地
(4)	(よみかた) 氏	筆頭者の氏名 甲野 義太郎 変更前(現在称している氏) 甲野 変更後(離婚の際称していた氏) この 甲野
(5)	離婚年月日	平成26年 1月 10日
(6)	離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません) 山口県周南市富田一丁目1番地 筆頭者の氏名 甲野 梅子
(7)		離婚後、本人のみの戸籍ができます。 新しい本籍(現在ある土地地番・街区符号であれば自由に選べます。)を記入してください。
(8)	届出人署名押印 (変更前の氏名)	甲野 梅子

裏面の"離婚した日"を参照してください。

本人直筆の署名と押印(スタンプ印以外)をお願いします。

住定年月日 年 月 日

昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。

連絡先 電話 080-2222-222番
自宅・勤務先・呼出 方

※裏面もご覧ください

*離婚の際に称していた氏を称する届（77条の2の届）

離婚届を出されると、婚姻の際に氏が変わった配偶者は、原則婚姻前の氏に戻ります。

離婚後も、離婚の際に称していた氏を名乗ることを希望される方は、この「離婚の際に称していた氏を称する届出」（以下「77条の2の届」）が必要です。

届出期間

離婚した日から3か月以内

- ※離婚した日
- 協議離婚・・・市区町村長に届け出た日
 - 裁判離婚・・・○調停又は和解の成立年月日
○請求の認諾の年月日
○審判又は判決の確定年月日

※3か月を過ぎているときは、家庭裁判所の許可を得て「氏変更の届出」をすることになります。

届出人

離婚によって、婚姻前の氏にもどる人で、離婚の際に称していた氏を名乗りたい人

※届書の「届出人署名押印」欄は上記の方が署名してください。

※届書を市区町村に持参するのは代理人でも可能です。

届出地

届出人の本籍地、住所地又は所在地（居所や一時滞在地）のいずれかの市区町村

必要書類等

<離婚届と同時に届出する場合>

- 1 離婚届と「77条の2の届」の届書
- 2 印鑑（届出人のもので、スタンプ印以外。認印で可）
- 3 本人確認書類（離婚の届出の際に必要）
- 4 夫婦の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（本籍地に届出する場合は不要）

※離婚届の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄は記入せずに空欄のままお持ちください。「77条の2の届」に新しい本籍を記入していただきます。

<離婚の届出後に届出する場合>

- 1 「77条の2の届」の届書
- 2 印鑑（届出人のもので、スタンプ印以外。認印で可）
- 3 離婚後の戸籍謄本又は全部事項証明書（本籍地に届出する場合は不要）

※離婚によりいったん婚姻前の氏に戻った人が、「77条の2の届」を届出することにより、婚姻前の氏から離婚の際に称していた氏に変更されます。

注意事項

※「77条の2の届」を届出した後に婚姻前の氏に変更する場合は、家庭裁判所の許可を得て「氏変更の届出」をすることになります。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。
周南市 市民課 戸籍担当
(0834) 22-8295